

同窓会（柏葉会）会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は長崎県立佐世保南高等学校同窓会と称し、略称は「柏葉会」とする。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかり、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は次の事業を行う。
- (1) 同窓会名簿の発行
 - (2) 母校教育事業の援助
 - (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 事 務 局

- 第 4 条 本会は事務局を県立佐世保南高等学校に置き、必要があれば各地に支部を置くことができる。
- 第 5 条 本会会員である母校の職員中より1名を会長が選出し、事務局長とする。
- 第 6 条 本会の事務取扱いについては、母校の職員もしくは理事役員より会長が委嘱する。
(旧母校の職員中もしくはOB会員中より会長が委託する。)

第3章 会 員

- 第 7 条 本会は正会員、特別会員、顧問を以て構成する。
- 第 8 条 本会の正会員は、長崎県立佐世保南高等学校の卒業生、および本校に在籍した者で本人の希望がある者とする。
- 第 9 条 本会は、母校との連携を密にするため、母校職員並びに旧職員を特別会員とする。
- 第 10 条 在職校長及び前正副会長は、本校の顧問として本会の重要事項の諮問に応じる。
- 第 11 条 本会の会員が、住所を変更した場合は、住所変更届を事務局に提出しなければならない。

第4章 役 員

- 第 12 条 本会には次の役員および監事、理事、書記を置く。
会長1名、副会長5名（うち2人は通信制、分校の代表とする）、専務理事1名、
事務局長1名、副事務局長2名、会計1名を役員とし、その他に監事2名、理事若干名、書記
2名を置く。
- 第 13 条 役員および理事、書記は次の会務を行う。
- (1) 会 長 本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故があったときは、うち1名がこれに代わる。
 - (3) 専務理事 常任理事会の運営を統括する。
 - (4) 事務局長 本会の運営のための庶務事項一切を統括する。
 - (5) 副事務局長 事務局長を補佐する。
 - (6) 会 計 本会の会計事務一切を統括する。
 - (7) 監 事 本会の会務報告およびに会計事務を監査する。
- 第 14 条 役員および理事、書記の選出は次により行う。
- (1) 会長、副会長は会員の中より、理事会が推薦し総会において承認決定する。
 - (2) 専務理事は常任理事の互選により選任し、会長が委嘱する。
 - (3) 会計は会員中より会長が委嘱し、理事会の承認をうる。
 - (4) 監事は会員中より理事会において選任し、総会の承認を得て決定する。
 - (5) 理事は会員中より卒業年次ごとに各回の代表2名、通信制の代表4名、分校の代表2名、
特別会員より1名選出し、会長が委嘱する。
 - (6) 書記は会員中より会長が委嘱し、理事会の承認をうる。
- 第 15 条 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
- 第 16 条 役員に欠員を生じたときは、直ちに補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

- 第 17 条 本会の会議は、総会、理事会、委員会とする。
- 第 18 条 総会は本会の最高決議機関であり、隔年毎に会長が招集する。但し、会長が必要と認めた時は、理事会の承認を得て臨時総会を開くことができる。
- 第 19 条 本会の総会は、会計報告並びに会務報告並びに会則の変更、その他の必要事項を審議し決定する。
- 第 20 条 総会の議長は、出席会員の中から選任する。
- 第 21 条 理事会は会長、副会長、理事で構成し、次の場合に会長が招集する。
（１）会長が必要と認めたとき。
（２）監事の要請があったとき。
（３）過半数の理事から要求があったとき。
- 第 22 条 理事会は、理事の互選により20名を限度として常任理事会を構成し、会務運営の円滑化をはかる。
- 第 23 条 理事会および常任理事会の議長は会長とする。
- 第 24 条 本会は必要に応じ、理事会の議決を得て委員会を設置し、各種の事業を分担、推進する。
- 第 25 条 委員会の委員は理事会において選任する。理事でない委員も理事会に出席し、関係ある事項について発言できるが決議権は有しない。
- 第 26 条 委員会は委員の互選により委員長および副委員長を選任し、委員会の招集は委員長が行い議長を務める。
- 第 27 条 本会の会議における決議は、すべて出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

第6章 会 計

- 第 28 条 本会の費用は、会費、基金の利子および寄付金を以ってあてる。
- 第 29 条 正会員は入会の時迄に本会の維持費として別に定める金額を納入しなければならない。
- 第 30 条 総会の費用は、出席会員の負担とする。但し、その一部を維持費より補助することもある。
- 第 31 条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月末日迄とする。

第7章 支 部

- 第 32 条 本会支部の設立は理事会の承認を得なければならない。
- 第 33 条 各支部は所属会員の名簿を作成し事務局へ提出する。名簿に異動を生じたときも報告しなければならない。
- 第 34 条 支部費用の一部を事務局で負担する場合もある。

第8章 附 則

- 第 35 条 本会則は、昭和25年3月1日より発効する。
- 第 36 条 本会則の改正は、総会に於いて、出席会員の三分の二以上の賛成を得て行うものとする。
- 第 37 条 この会則の施行に必要な事項は別に定める。
- 第 38 条 この会則の疑義は理事会において審議し解明する。
- 第 39 条 本会則は平成29年7月15日改正し施行する。

柏葉会運営規則

1. 本会の目的を達成するために必要な事業とは、次のようなものをいう。
 - ① 母校の職員に対する謝恩並びに定年退職者に対する慰労
 - ② 母校のクラブ活動に対する支援および全国大会等へ出場する際の資金カンパ
 - ③ 本会会員による作品展示会、演奏会、講演会等の支援
 - ④ 在校生との交流の場を持つための活動
 - ⑤ 同窓会会館の設置
 - ⑥ その他
2. 事務局長は、原則として正会員である母校職員より選任する。それが困難な場合は、理事役員の中から選任する。（旧 特別会員の中から選任する）
3. 母校の職員に会長が委嘱する事務は、金銭の出納事務、会員名簿の整理保管、および連絡事項の伝達等とする。
4. 本会の会務を、企画運営と組織強化並びに通信制・分校の三つの部会に分け、3人の副会長が部会長としてこれを分担する。
5. 役員に欠員を生じた場合は、理事会の承認を得て補充する。
6. 常任理事会は、総会、理事会の決定事項を執行する機関としての役割を有するほか、理事会にかける原案の作成を行うものとする。
7. 本会が必要に応じて設置する委員会とは、総会開催の企画・準備を行う総会準備委員会や名簿を作成する際に設置する名簿編集委員会、その他の委員会をいう。
8. 各支部は、会員相互の親睦をはかるとともに、支部所在地を訪れる在校生又は転居してきた本会会員に精神的援助を行うことを目的とする。
9. 本会の会費は5,000円とし、母校入学時に払い込むものとする。